

協会活動報告

[定期総会と小児保健学会] を、平成22年5月15日沖縄小児保健センター3階ホールにおいて開催した。

総会は、平成21年度の事業・決算報告、平成22年度事業計画・収支予算について審議された。

特別講演は、慶應義塾大学医学部小児科学の関口進一郎先生に「思春期の健康問題にどう取り組むか」と題して、講演いただいた。

小児保健学会は、一般講演8題の発表があり活発な意見交換がなされた。

[乳幼児健康診査実績報告会並びに市町村母子保健担当者研修会] を、平成22年6月25日に沖縄小児保健センター3階ホールにおいて開催した。一般健診の部を会長の玉那覇榮一先生、歯科健診の部を理事の比嘉千賀子先生が担当し、健康診査結果報告がなされた。

研修会は、「親子健康手帳の活用方法について」と題し、沖縄県小児保健協会副会長の宮城雅也先生に講演いただいた。

[医師研修会] は、ランチョンセミナーを含め3回開催した。

ランチョンセミナー〈第1回〉平成22年9月12日（第71回例会日本小児科学会沖縄地方会）に沖縄小児保健センター3階ホールにおいて、「新しく導入されたワクチンを巡る話題」と題し、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター医療部長の安慶田英樹先生に講演いただいた。

〈第2回〉平成23年3月6日（第72回例会日本小児科学会沖縄地方会）に沖縄小児保健センター3階ホールにおいて、「赤ちゃんから始まる8020（ハチマルニイマル）～日本一のむし歯予防県をめざして～」と題し、くばがわ歯科医院の加藤真由美先生に講演いただいた。

通常の医師研修会〈第1回〉平成22年8月15日沖縄小児保健センター3階ホールにおいて開催した。1題目「乳幼児健康診査の意義」で沖縄県小児保健協会会長の玉那覇榮一先生、2題目「受診票の見方について」で沖縄県南部福祉保健所の譜久山民子先生、3題目「成長の評価と助言方法（母乳栄養と離乳食の関係について）」で沖縄県小児保健協会副会長の宮城雅也先生、4題目「乳幼児健診における尿・貧血検査」でアワセ第一医院副院長の浜端宏英先生、5題目「乳幼児健康診査における運動発達の診方」で沖縄県立中部病院の小濱守安先生、6題目「乳児健康診査における精神発達の診方」わんぱくクリニックの當間隆也先生に講演いただいた。

[母子保健推進員研修会] は、沖縄県母子保健推進員連絡協議会との共催により2回開催した。

〈第1回目〉平成22年6月11日沖縄小児保健センター3階ホールにおいて、午前中の講演は「喫煙が歯や口の健康に与える影響について」と題し、沖縄県国保・健康増進課の比嘉千賀子先生に講演いただいた。午後は「母子保健推進員さんに期待すること」と題し、財団法人母子保健推進会議常務理事の原澤勇先生による講話、グループワークは「訪問事業を実施しての情報交換及び母子保健推進員の役割について」のテーマで実施した。

〈第2回目〉平成22年10月4日沖縄小児保健センター3階ホールにて開催した。午前中の講演は「子ども救急ハンドブックの活用における母子保健推進員の役割について」と題し、南風原町保健師の川端淳子さんに講演いただいた。午後は「講演を受けて～子ども救急ハンドブック持ち帰っての活かし方～」のテーマでグループワークを実施した。

[保健セミナー] は1回開催した。

〈第1回〉平成23年1月21日、保健師や栄養士等を対象に沖縄小児保健センター3階ホールにて開催した。講演は「乳児期の食生活と食育」と題し、財団法人児童育成協会こどもの城小児保健部技術主任の太田百合子先生に講演いただいた。

[第44回沖縄県母子保健大会]を平成23年1月20日に沖縄県との共催により浦添市てだこ大ホールにおいて開催した。

式典では、県知事表彰5名、大会長表彰15名、大会長感謝2名の個人が表彰された。

特別講演は、奈良女子大学大学院・保健管理センター教授の高橋裕子先生に「女性の健康と禁煙」と題して、講演いただいた。

[こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問者養成講座]を平成22年4月26・27日と7月26日に母子保健推進員を対象に、沖縄小児保健センター3階ホールにおいて開催した。

[第57回日本小児保健学会]新潟学会(平成22年9月16日～18日)へ、市町村保健師2名と沖縄県小児保健協会理事8名、及び事務局1名を派遣した。

[平成22年度健やか親子21全国大会](平成22年11月10日～12日さいたま市)へ関係者を派遣した。

[沖縄県より受託事業]沖縄県障害福祉課より「市町村発達障害早期発見・支援体制整備事業」についての委託を受け、委員会を立ち上げ調査や支援体制構築について検討を行った。また、同じく沖縄県障害福祉課より「福祉人材育成体制構築事業」の委託を受け、発達障害支援に関わる関係職種ごとに研修会を開催した。さらに「小児救急医療啓発事業」については沖縄県医務課より委託を受け、啓発ハンドブックの配布や講演会等の実施、事前調査アンケート結果の分析を行った。

[国際協力活動]JICA活動への協力に、パキスタン国のカウンターパートの視察を受け入れ、沖縄県内のはしかゼロ活動等を紹介した。

[経常的事業活動]の、主なるものは健康診査事業で、平成22年度41市町村から乳児と3歳児健康診査の委託を受け、1歳6か月児については、29市町村からの委託と11市町村からの情報処理業務を受託した。

「平成21年度乳幼児健康診査報告書」を作成し、市町村や関係者へ配布した。

広報活動の一環である機関誌「沖縄の小児保健」37号を発刊し、会員や関係者等へ配布する。

[その他の活動]は、はしか“0”プロジェクト推進活動と沖縄県母子保健推進員連絡協議会活動、おきなわ小児VPD研究会活動の事務局を担う等小児保健・小児医療活動の推進団体の支援を行った。

以上の事業や諸活動は、理事会および各種委員会での討議を踏まえて推進された。

社団法人 沖縄県小児保健協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人沖縄県小児保健協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を沖縄県島尻郡南風原町字新川218番地11に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、小児保健活動を行うことにより、小児の健康を増進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小児保健の普及及び指導に関すること。
- (2) 小児保健の調査及び研究に関すること。
- (3) 小児保健事業の推進に関すること。
- (4) 学術講演会及び講習会の開催に関すること。
- (5) 子育て支援に関すること。
- (6) 母子保健従事者等の顕彰に関すること。
- (7) 調査研究等の受託事業に関すること。
- (8) 国際協力に関すること。
- (9) 沖縄小児保健センターの管理運営に関すること。
- (10) 診療所の運営に関すること。
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第 2 章 会 員

(会員及び会費)

第 5 条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体とする。

2 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 6 条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退 会)

第 7 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員は、次の各号の一に該当するときは、退会したものとする。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 会費を 1 年以上納入しないとき。

(除名)

第8条 会員がこの法人の名誉をき損し、又はこの定款に反する行為をしたときは、総会において会員の同意を得て、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類別)

第10条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 (会長1人、副会長2人及び常任理事2人を含む。)

20人以上25人以内

(2) 監事 2人

2 前項第一号の常任理事は必要に応じて置くものとする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、会員のうちから、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

3 常任理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

4 常任理事は、常務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。

2 役員は、再任することができる。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の同意を得て、その役員を解任することができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第8条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員に対する報酬)

第15条 常勤の役員には報酬を与えることができる。

2 役員報酬についての必要な事項は、総会の議決により別に定める。

(顧問)

第16条 会長は、この法人の重要事業の諮問をさせるため、顧問を理事会の推薦により委嘱することができる。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長及び常任理事その他の理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 重要な財産の取得又は処分
- (2) その年度を越えて弁済を要する資金の借入
- (3) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担
- (4) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第21条 定期総会は、毎年度終了後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに1月以内に開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第22条 会議は、民法第59条第4項に基づき監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会議を招集する場合には、会員及び理事に対し、会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、総会においては会員の、理事会においては理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむをえない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、総会においてはその出席した会員のうちから、理事会においてはその出席した理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 財産目録に記載された財産
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決をもって定める。

(経費の支弁)

第30条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第31条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その会計年度開始前に総会の承認を得なければな

らない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その会計年度開始の日から2月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の承認を得るまでの間は、前会計年度の予算に準じて執行する。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第32条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後1月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第36条 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附する。

第7章 雑 則

(委任)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(1) この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

(2) この法人の設立以前に、沖縄県小児保健協会の会員として第5条に定める昭和55年度会費を同会に負担した会員の会費は同条に規定する会費とみなす。

(3) この法人の設立当初の役員は、第10条及び第11条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和57年3月31日までとする。

(4) この法人の設立当初及び次年度の事業計画並びに収支予算は、第31条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(5) この法人の設立当初の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和57年3月31日までとする。

附 則（改正昭和60年）

この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（改正平成元年）

この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（改正平成2年）

この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（改正平成4年）

この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（改正平成7年）

この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（改正平成13年）

この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（改正平成15年）

この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（改正平成21年）

この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

投 稿 規 程

1 投稿原稿の、共著者は会員であることを要しません。

他誌に掲載済み、または掲載予定のものは採用しません。

2 投稿原稿の採否は学術・編集委員会に一任して下さい。

3 論文は研究・報告・資料のいずれかを指定して下さい。場合により論文の種類の変更を求めることがあります。

4 論文の種類は次の通りです。

① 研究（原著）とは、一般的研究論文で、査読の対象となります。

② 報告は、自由な形式の調査・研究報告です。

5 原則原稿はメールでお願いします。又はワープロ打ち出で、横46字詰め41行にして下さい。その際はフロッピーディスク、またはCDも一緒に提出して下さい。ラベルに機関名、呼び出し名、発表者も明記して下さい。

6 投稿論文は、コピー2部を添えて下さい。論文の1頁は、表題、英文表題、著者名、共著者名は姓名を邦字と英字で所属、勤務先を記して、原稿の表に付して下さい。

7 著者の所属、勤務先および自宅の住所ならびに電話番号を邦字で別紙に明記して下さい。

8 投稿原稿は、1篇25枚（400字詰め）以内で図表は1点1枚として計算します。

9 図表は白黒で明瞭に書いて1枚ずつ別々にA4用紙に添付し、文中に挿入の位置を明示して下さい。

10 章節のはじめの方は、なるべく、I、II…、1、2…、i、ii…、a、bの順にして下さい。文中および図表の数字はアラビア数字、ギリシャ文字を用い（すなわち1、2、3…、I、II、III…）度量衡の単位は次のように記して下さい。kg、g、m、cm、mm、*l*、*dl*、*ml*、*g/dl*。

11 文中の引用文献には引用順に番号を付し、引用

文献は末尾に一括して番号順に記して下さい。引用文献の記載は次の形式によって下さい。

i) 雑誌の場合：著者名、表題、雑誌名 発行年；
巻：最初の頁—最後の頁

ii) 単行本の場合：著者名、書名、版数 発行社の所在地名：発行社、発行年 分担執筆の場合：著者名、分担執筆部分の表題、編集者名、書名、版数 発行社の所在地名：発行社 発行年：分担部分の最初の頁—同最終の頁

iii) 著者名、编者名は3名までは全員を記載し、4名以上の場合は最初の3名を記載し、以下「他」（日本語文献の場合）あるいは「et al」（外国語文献の場合）とする。

iv) 例

1) 南国太郎, 沖花子. 乳児の貧血に関する研究. 沖縄の小児保健 1995; 1: 43-44.

2) 那覇志郎. 乳児血色素量の標準偏差. 沖一郎編. 血液検査指導ガイドンス. 第1版, 沖縄: 保健協会社, 1998: 24-26.

3) Atkins JT, Heresi GP, Coque TM, et al: Recurrent group B streptococcal disease in infants: Who should receive rifampin? J Pediatr 1998; 132: 537-539.

4) Klein JO, Marcy SM: Bacterial Sepsis and Meningitis. In Remington JS, Klein JO (ed): Infectious Diseases of the Fetus & Newborn Infant, 4th ed, Philadelphia, WB Saunders, 1995: 835-890.

12 投稿論文は、別冊20部を無料で進呈します。それ以上を希望する場合は、予め申出により実費著者負担のうえ送付します。

13 原稿の送り先

〒901-1105 沖縄県南風原町字新川218-11

(社)沖縄県小児保健協会「沖縄の小児保健」編集部

E-mail: syoho@osh.or.jp

編 集 後 記

「踏ん張れ東北！、踏ん張れ日本！」

平成23年3月11日、東日本大震災が発生しました。福島第一原子力発電所事故も重なり、県内にも多くの被災者が避難してきています。被災地の子どもたちに1日でも早く平穏な生活が訪れますよう祈念いたします。

一方で、昨年は大変喜ばしいことがありました。興南高校が沖縄県勢初となる夏の甲子園優勝に加え、史上六校目となる春夏連覇の偉業を達成しました。子どもたちの輝かしい活躍が沖縄中に活気と元気を与えた年でもありました。

さて、38号の巻頭言は、県からの委託を受け小児保健協会が取り組んだ発達障害児支援体制の検討について下地ヨシ子様に執筆していただきました。関係職種や関係機関との横の繋がり、情報共有、連携の重要性、必要性がよくわかります。論壇では、比嘉千賀子先生が歯科保健における親子健康手帳の活用を進めています。虫歯有病率ワースト県を早く脱却しましょう。

報告は7題です。育児支援、ハイリスク児のフォロー、心身症児への心理的支援、歯科保健、在宅超重症児に対するリハビリテーション支援、映像メディア視聴の保健指導等、多方面からの報告がありました。

特別研究報告として、県外市町村へ行った乳幼児健康診査のアンケート調査結果を下地ヨシ子様に報告していただきました。本県で行われている多職種による集団健診のメリットの大きさが確認できます。このシステムを維持、発展させていくためにも、今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

昨年の小児科地方会で行われたランチョンセミナーは、安慶田英樹先生に「新しく導入されたワクチンを巡る話題」をお願いいたしました。我が国のワクチン行政が変わりつつあります。我々は接種率向上に努めましょう。

下地節子様から、小児訪問看護の現状と課題について特別寄稿をいただきました。小児の訪問看護に対する理解と協力が増え、小児に対応できる訪問看護ステーションが増え、取り巻く環境が改善されることを期待します。

今回の地域レポートは伊是名、南大東、中部福祉保健所、それぞれの保健師さんからの報告です。伊平屋の金城利香保健師からは、中米ホンジュラスのレポートをしていただきました。ありがとうございました。

日本小児保健学会への参加報告をしていただいた皆様、そして今回ご執筆していただきました皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

(當間 隆也)